

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年4月23日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区域

都内全域

(2) 期間

令和3年4月25日（日曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

●特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・20時以降の不要不急の外出自粛
- ・混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること

3. 事業者向けの要請等

(1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号）	映画館、プラネタリウム 等	
商業施設（第7号）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、自転車屋、本屋、衣料品店 等	<p>【1,000m²超の施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・休業を要請 （法第24条第9項） (生活必需物資を除く)
運動施設（第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、 等	<p>【1,000m²以下の施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・休業の協力依頼 (生活必需物資を除く)
遊技場（第9号）	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等（第10号）	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設（第11号）	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<p>【運動施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・全国大会等の場合は、無観客化を要請 （法第24条第9項）
商業施設（第12号）	スーパー・銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

- ・全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) 「無観客開催」を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●無観客開催を要請 (法第24条第9項) (社会生活の維持に必要なものを除く) 【運動施設】 以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の実施 ・酒類提供の自粛 ・営業時間短縮 (営業時間は20時まで)
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど 食品衛生法の営業許可を取っている施設 (飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ●休業を要請 (法第45条第2項) (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。) ●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

(4) 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど食品衛生法の営業許可を取っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請（営業時間は20時まで）（法第45条第2項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類又はカラオケ設備の提供停止の要請（法第45条第2項） ●営業時間短縮の要請（～20時）（法第45条第2項） ●「1.5時間開催」及び「50人又は50%制限」の協力を依頼
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類提供自粛の協力を依頼 ●オンラインの活用の協力を依頼

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校等	
保育所等（第2号）	保育所、介護老人保健施設等	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動の自粛の協力を依頼 ●オンラインの活用の協力を依頼
大学等（第3号）	大学等	
集会場等（第5号）	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類提供自粛の協力を依頼
博物館等（第10号）	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ●入場整理の実施の協力を依頼
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	<ul style="list-style-type: none"> ●入場整理の実施の協力を依頼 ●店舗での飲酒につながる酒類提供又はカラオケ設備の利用自粛の協力を依頼
	マンガ喫茶、ネットカフェ	<ul style="list-style-type: none"> ●入場整理の実施の協力を依頼 ●酒類提供・カラオケ設備使用自粛の協力を依頼
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾等	<ul style="list-style-type: none"> ●オンラインの活用の協力を依頼

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客等で開催することを要請（法第24条第9項）

R3.4.23. 東京都

資料No.2

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
(第11号)	キャバレー	1 飲食店許可なし (1) カラオケ使用あり ●休業要請（法第45条第2項） (カラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	(2) 酒類提供なし かつ カラオケ使用なし ①床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項）
	ダーツバー	
	パブ	②床面積の合計が1,000m ² 以下の施設 ●休業の協力依頼
	性風俗店	
	アダルトショップ	
	個室ピデオ店	2 飲食店許可あり (1) 酒類提供あり 又は カラオケ使用あり ●休業要請（法第45条第2項） (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
	カラオケボックス	
	射的場	
	ライブハウス	
	場外馬（車・舟）券場	(2) 酒類提供なし かつ カラオケ使用なし ●20時までの営業時間短縮要請 (法第45条第2項)
		1 (1)、2 (1) (2) 共通の要請 ●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
運動施設 (第9号)	体育館	1 屋外施設 ●無観客開催を要請（法第24条第9項） (社会生活の維持に必要なものを除く) ●以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・酒類提供の自粛 ・20時までの営業時間短縮
	水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	2 屋内施設 (1) 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項）
	野球場	
	テニス場	
	柔剣道場	
	弓道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
		(3) 全国大会等の場合 ●無観客開催を要請（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	マージャン店	1 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項）
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	2 床面積の合計が1,000m ² 以下の施設 ●休業の協力依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク	●無観客開催を要請（法第24条第9項） (社会生活の維持に必要なものを除く)
	遊園地	
劇場等 (第4号)	映画館	1 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項）
	プラネタリウム	
		2 床面積の合計が1,000m ² 以下の施設 ●休業の協力依頼
劇場等 (第4号)	劇場	●無観客開催を要請（法第24条第9項） (社会生活の維持に必要なものを除く)
	観覧場	
	演芸場	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場	●無観客開催を要請（法第24条第9項） (社会生活の維持に必要なものを除く)
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館等 (第10号)	博物館	1 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項） 2 床面積の合計が1,000m ² 以下の施設 ●休業の協力依頼
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	●無観客開催を要請（法第24条第9項） (社会生活の維持に必要なものを除く)
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設 (第7号、12号)	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	1 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項） 2 床面積の合計が1,000m ² 以下の施設 ●休業の協力依頼
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの)	
	古物商（質屋を除く。）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ	
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
商業施設 (第7号、12号)	アイドルグッズ専門店	1 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項）
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	整体院（※）	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
飲食店等 (第14号)	美術品販売	
	展望室	
	飲食店	1 酒類提供あり 又は カラオケ使用あり ●休業要請（法第45条第2項）
	料理店	
	喫茶店	2 酒類提供なし かつ カラオケ使用なし ●20時までの営業時間短縮を要請 （法第45条第2項）
	和菓子・洋菓子店	
	タピオカ屋	●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 （法第45条第2項）
	居酒屋	
	屋形船	
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の 適切な距離の確保等)

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
医療施設（※）	病院	休業要請対象外
	診療所	※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は以下のとおり。
	歯科	
	薬局	1 床面積の合計が1,000m ² 超の施設 ●休業要請（法第24条第9項）
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	2 床面積の合計が1,000m ² 以下の施設 ●休業の協力依頼
	柔道整復	
生活必需物資販売施設	卸売市場	休業要請対象外
	食料品売り場（※）	※移動販売店舗を含む。
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパー・マーケット	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
住宅・宿泊施設	酒屋	
	ホテル	休業要請対象外
	カプセルホテル	
	旅館	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
交通機関等	バス	休業要請対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等を含む）	
工場等	工場	休業要請対象外
	作業場	
金融機関・官公署等	銀行	休業要請対象外
	消費者金融	
	ATM	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	事務所	
官公署		

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
その他	貸倉庫	休業要請対象外
	郵便局	
	メディア	
	不動産業者	
	火葬場	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
ランドリー		
ごみ処理関係		
神社		
寺院		
教会		

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	要請事項
学校 (第1号)	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項について、協力を依頼 ・部活動の自粛 ・オンラインの活用
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
保育所等 (第2号)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
大学等 (第3号)	大学	
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等 (第5号)	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類又はカラオケ設備の提供停止要請 (法第45条第2項) ●20時までの営業時間短縮要請 (法第45条第2項) ●「1.5時間開催」及び「50人又は50%制限」の協力を依頼
集会場等 (第5号)	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類提供自粛の協力を依頼
博物館等 (第10号)	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ●入場整理の実施の協力を依頼

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	備考
商業施設 (第12号)	銭湯（※）	●以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供又はカラオケ設備の利用自粛 ※物価統制令の対象となるもの
	理容室	
	美容店	
	質屋	
	貸衣装屋	
	クリーニング店	
商業施設 (第12号)	マンガ喫茶	●以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・酒類提供又はカラオケ設備の利用自粛
	ネットカフェ	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	●オンラインの活用の協力を依頼
	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和2年4月10日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和2年5月6日（水曜日）まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

（1）都民向け：徹底した外出自粛の要請（令和2年4月7日～5月6日）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当たはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 対象施設一覧

基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 （＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
商業施設		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。

2. 対象施設一覧

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000m²以下の下記の施設については、同1,000m²超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業

2. 対象施設一覧

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び 催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、 適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保) ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

現在位置：トップページ > 東京都緊急事態措置等に関する情報 > 対象施設一覧【令和2年5月25日をもって緊急事態措置終了】

対象施設一覧【令和2年5月25日をもって緊急事態措置終了】

更新日 令和2年4月22日

お問い合わせが多かった施設は次の表のとおりです。

基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止 要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国语学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象 外	
	家庭教師	対象 外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）

種類	施設	休止要請	備考
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。
	バッティング練習場（※）	対象外	☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニス場（☆）	対象外	
	柔道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（=休業要請）
	競演場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（=休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（=休業要請）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	

種類	施設	休止要請	備考
商業施設	記念館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	団碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ネイルサロン	対象	
生活関連施設	まつ毛エクステンション	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	スーパー・銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（※）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	

種類	施設	休止要請	備考
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設 (※)	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は 使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場(※)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール (生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	

種類	施設	休止要請	備考
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	<p>【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトを除く。）</p>
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	<p>【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請</p>
	カプセルホテル	対象外	
	旅館	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウイークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	<p>【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請</p>
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	

種類	施設	休止 要請	備考
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	
その他	理髪店	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場） （※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産業者	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	賃座	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	プライダルショップ	対象外	

種類	施設	休止要請	備考
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駄菓子店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	

添付ファイル

[対象施設一覧 \(PDF 898.8KB\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》

電話番号：03-5388-0567

開設時間：9時から19時まで（土日祝日含む毎日）

※おかげ間違いにご注意ください。

ID 1007679

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス 感染症対策

Select Language

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言

緊急事態宣言の実施期間

令和3年4月25日から令和3年5月
11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県

緊急事態宣言の実施区域

まん延防止等重点措置

まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年4月5日から令和3年5月11
日まで 宮城県

まん延防止等重点措置の実施区域

まん延防止等重点措置の実施期間
令和3年4月12日から令和3年5月
11日まで 沖縄県

まん延防止等重点措置の実施区域

まん延防止等重点措置の実施期間
令和3年4月20日から令和3年5月
11日まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県

まん延防止等重点措置の実施区域

まん延防止等重点措置の実施期間
令和3年4月25日から令和3年5月
11日まで 愛媛県

まん延防止等重点措置の実施区域

国民の皆さんにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

- 国民の皆さんに
お伝えしたいことのポイント** ▼
- 都道府県のステージ判断に係る
指標及び目安** ▼
- 緊急事態宣言** ▼
- 基本的対処方針** ▼
- 新型インフルエンザ等
対策特別措置法** ▼
- 偏見・差別に関する取組等** ▼
- 関連した事務連絡等** ▼
- 関係自治体のリンク集** ▼

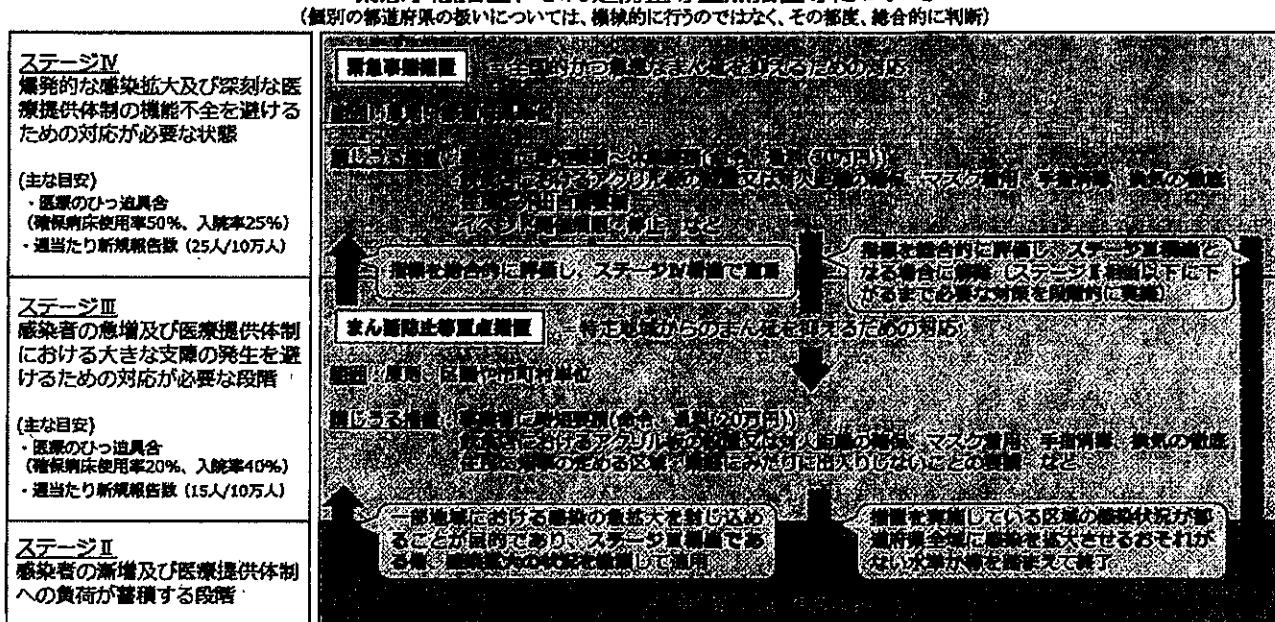
国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

【基本的な考え方】

- 緊急事態宣言区域では、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組みます。
- まん延防止等重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底します。特に、緊急事態宣言区域で厳しい措置がとられることを踏まえ、隣接地域への感染の滲み出しを防ぐため、各県の判断で対策強化を可能とします。
- その他の感染の再拡大が認められる地域では、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じます。

【取組の概要】

- 緊急事態宣言区域における取組について PDF
- まん延防止等重点措置の強化策について PDF



※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするために、必要な支援となるよう努める。

[新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日） PDF](#)

[新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和3年4月9日） PDF](#)

[新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和3年4月16日） PDF](#)

[新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和3年4月23日） PDF](#)

[緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について PDF](#)

■緊急事態宣言区域の皆さんへのお願い

(1)外出・移動

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力してください。特に、
 - 20時以降の不要不急の外出自粛
 - 混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えること
 の徹底をお願いします。
- 他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出

勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外です。

(2) 催物（イベント等）などの開催

- 催物（イベント等）については、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客等で開催してください。

(3) 施設の使用

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含みます。）については休業要請にご協力ください。（酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合は除きます。）
- それ以外の飲食店については、20時までの営業時間の短縮にご協力ください。（宅配・テイクアウトは除きます。）
- 多数の方が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設（生活必需物資の小売関係等を除きます。）については、イベント関連施設を除き、休業要請にご協力ください。また、イベント関連施設については、無観客開催にご協力ください。
- 事業者は、業種別ガイドラインを遵守してください。
- 都府県から飲食店に対して、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」などの措置の要請があった場合は、協力してください。
- 路上・公園等における集団での飲酒はしないでください。

(4) 職場への出勤・テレワーク

- 事業者は、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に努めてください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。

■ まん延防止等重点措置区域の皆さんへのお願い

- 県知事が定める期間及び区域（措置区域）においては、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）は20時までの営業時間の短縮にご協力ください。また、知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう要請があった場合は、酒類の提供を行わないでください。
- 夜カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、例えば、夜営業のスナック、カラオケ喫茶など、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用は自粛してください。
- 県から飲食店に対して、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」などの措置の要請があった場合は、協力してください。
- 大規模な集客施設等において、県から営業時間の短縮や入場整理等について働きかけがあった場合は、協力してください。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理を徹底してください。
- 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地で働きかけを行い、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うこともあります。
- 路上・公園等における集団での飲酒はしないでください。
- 住民の方は、時短要請がされている時間帯に、飲食店にみだりに入り出さないでください。また、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動し、感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛してください。加えて、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。
- 催物（イベント等）については、主催者は、県が設定した規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿って開催してください。
- 事業者は、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を徹底してください。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、極力、出勤者数の減に努めてください。

■それ以外の区域の皆さんへのお願い

(1)外出や移動について

- 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の感染リスクの高まる場面は回避してください。
- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。
- 感染拡大を防止する「新しい生活様式」に沿った行動をしてください。
- 帰省や旅行など、道県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食は控えてください。また、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。
- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。
- 業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用してください。

(2) 催物（イベント等）の開催について

- 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じてください。また、自治体等から開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策が示された場合は、その内容を遵守してください。
- 規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握したり、出演者や参加者等に接触確認アプリ（COCOA）等を利用したりするよう促してください。
- 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等の自治体等の協力の要請に応じてください。

(3) 職場への出勤等について

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行ってください。
- 職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底してください。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。さらに、職場や店舗では、業種別ガイドラインを実践してください。

(4) 施設の使用等について

- これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設について、地域の感染状況等を踏まえ、自治体から必要な協力の依頼があった場合は、協力をお願いします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があり、施設の使用制限等、自治体から必要な協力の依頼があった場合は、協力をお願いします。

(参考)

[緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）](#) PDF[緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（本文）](#) PDF

都道府県のステージ判断に係る指標及び目安

	都道府県のステージ判断のための指標(4月22日時点)							今週/先週比	
	医療提供体制等の負荷			感染の状況					
	小五令のひっ迫具合 入院医療 使用率	まん延防止 措置 実施率	公衆衛生数 (人口10万人 あたり)	ICU 使用率 (最近1週間)	4密陽性者率 (最近1週間) (10万人あたり)	密接者検査 不明発着			
ステージIII	20%以上	40%以下	20%以上	20%以上	5%以上	5%以上	50%以上	△	
ステージIV									
東京	30%↑	19%↑	40	11%↑	34	1.31	▼		
埼玉	26%↑	17%↑	20	4.1%↑	18	45%	1.32	▼	
千葉	24%↑	6%↑	19↑	5.2%↑	15↑	50%	1.32	▼	
神奈川	24%↓	15%↓	17↓	6.0%↓	17↓	1.36	▼		
愛知	17%↑	12%↑	32	3.1%↑	22	45%↑	1.29	▼	
岐阜	64%↓	7%↑	16↓	4.0%↓	13↑	33%↓	1.52	▼	
大阪	85%	11%	36%	174	89	1.16	▼		
兵庫	84%	18%	73%	73	15.6%	60	1.34	▼	
京都	58%	24%	24%	42	32	45%↓	1.37	↑	
福岡	21%	13%	13%	21	21	2.09	↑		
沖縄	89%	36%↓	65%	90	50	0.90	▼		
滋賀	58%	52%↑	15%↓	15	15	37%↑	1.56	▼	
奈良	73%	28%↑	73%	74	50	1.28	↑		
和歌山	96%	100%↓	18%↓	42	13.2%	30	1.31	↑	
京都	84%	48%↑	24%	48	33	13%↓	1.60	▼	
高知	56%	27%↑	14%	40	20%	20%	0.70	↑	
全国	20%	19%	37	16.2%	22	1.28			

[データはこちら \(PDF\)](#)

【注】

↑ ↓ : 前日値からの増減

黄色:ステージIIIの目安値を超えている値

赤色:ステージIVの目安値を超えている値

オレンジ:ステージIII、ステージIVの目安が同一の指標で、その目安値を超えている値

※数値は四捨五入したものを表示しているが、色分けは四捨五入前の数値を基としているため、表示の数値と色

が一致しないことがある。

出典：各都道府県が集計した数値を内閣官房において収集し速報値として表にしたもの

「① 医療の逼迫具合」に関して

医療の逼迫具合に関しては、一般医療と両立可能な最大限の病床を確保し、医療提供体制を強化することが前提である。確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において一般医療と両立可能な範囲で最大限確保した病床であり、当該計画における最終フェーズまでに、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ要請があれば、患者受け入れを行うことについて医療機関と調整済の病床をいう。入院率とは療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には入院率を適用しない。

「② 療養者数」に関して

療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。

緊急事態宣言

令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年4月23日発出） [PDF](#)

令和3年3月18日

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了（令和3年3月18日発出） [PDF](#)

令和3年3月5日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（令和3年3月5日発出） [PDF](#)

令和3年2月26日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和3年2月26日発出） [PDF](#)

令和3年2月2日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

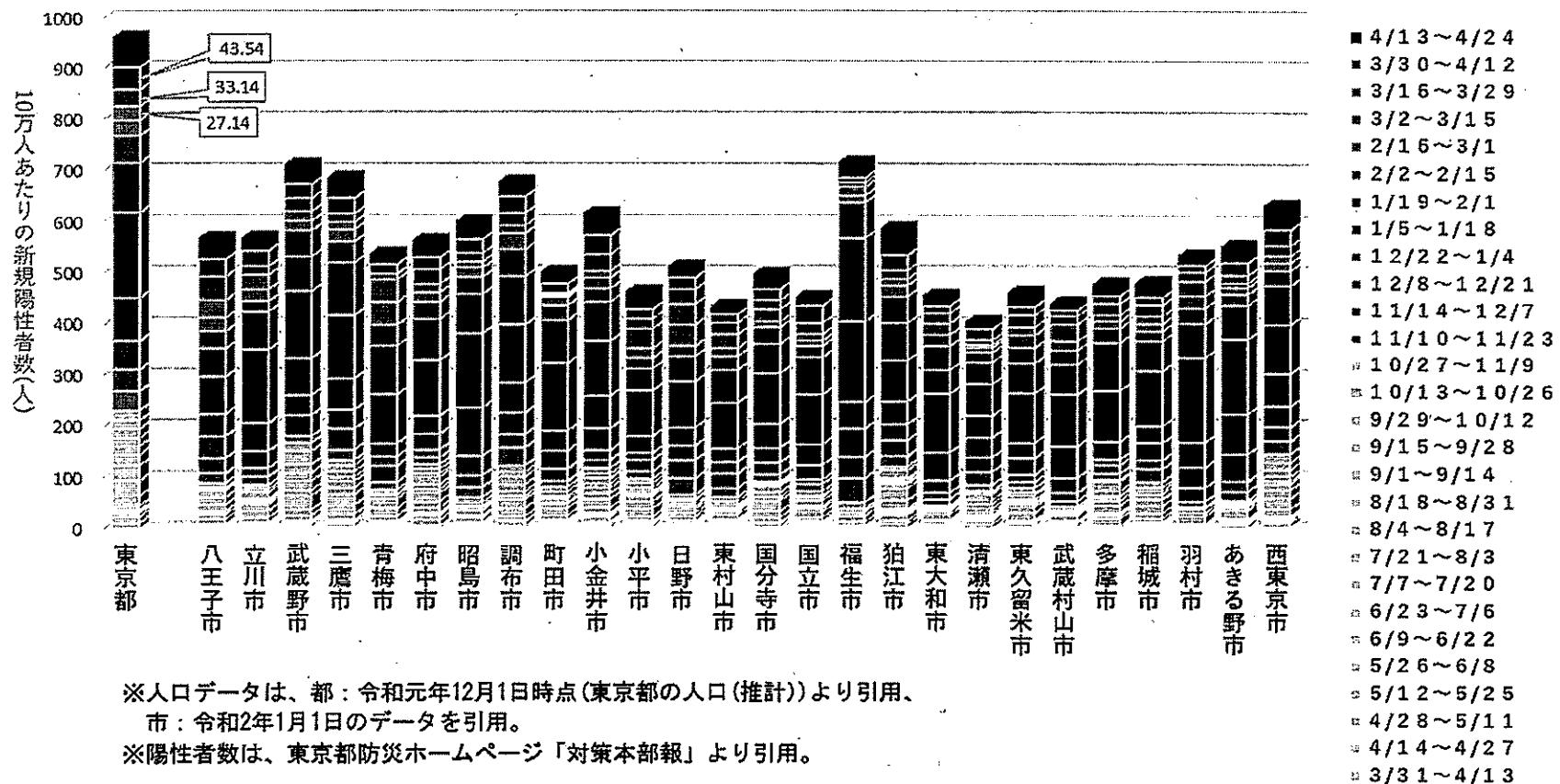
新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

人口10万人あたりの新規陽性者数

自治体	3/30～4/12 (14日間)	4/13～4/24 (12日間)
武藏村山市	11.05	13.82
清瀬市	21.44	14.74
東村山市	16.53	15.87
国立市	34.08	17.04
羽村市	12.65	19.87
東大和市	14.07	19.93
青梅市	18.79	21.05
日野市	22.54	22.54
町田市	17.49	23.32
多摩市	14.78	23.52
立川市	29.88	25.53
東久留米市	16.25	28.23
調布市	32.48	29.11
稻城市	14.20	29.50
福生市	8.68	29.51
国分寺市	21.57	30.36
26市(平均)	24.51	31.13
あきる野市	24.79	32.23
府中市	23.44	33.82
昭島市	27.34	34.39
小平市	18.47	34.90
武蔵野市	27.23	38.81
三鷹市	30.78	40.33
八王子市	34.13	41.42
小金井市	36.79	43.33
西東京市	30.71	46.80
狛江市	30.03	52.85
東京都	43.54	59.15

東京都全体および26市別人口10万人に対する新規陽性者数推移の累計（2週間ごと）



※人口データは、都：令和元年12月1日時点(東京都の人口(推計))より引用。

市：令和2年1月1日のデータを引用。

※陽性者数は、東京都防災ホームページ「対策本部報」より引用。

感染状況・医療提供体制の分析（4月21日時点）

【4月22日モニタリング会議】

資料No.6

区分	モニタリング項目 ※1～※5は7日前の数値を示す場合	前回の数値 (4月14日公表時点)	現在の数値 (4月21日公表時点)	前回との比較	(参考) これまでの最大値※6	項目ごとの分析※4
感染状況	新規陽性者数 ※2	475.3人 (45.0人)	643.9人 (75.0人)	↑	1,815.9人 (2021/1/11)	総括コメント 感染が拡大していると思われる
	潜伏・市中感染 ※3	54.3件	54.4件	→	117.1件 (2020/4/5)	
	重症化率 ※4	283.0人	376.7人	↑	1,192.4人 (2021/1/11)	新規陽性者数は、人と人の接触機会や変異株等の影響により、急激に増加した。 重症化リスクの高い高齢者層への感染が再び増加しており、徹底した感染防止策が必要である。
	検査体制 ※5	120.9%	133.1%	↑	281.7% (2020/4/9)	個別のコメントは別紙参照
医療提供体制	検査体制 ※5	5.1% (7,266人)	5.7% (8,209人)	↑	31.7% (2020/4/11)	総括コメント 通常の医療が大きく制限されていると思われる
医療提供体制	受入体制 ※6	49.0件	47.9件	→	131.7件 (2021/1/15)	感染がこのまま拡大すると通常の医療への影響がより深刻となることが予測される。
	在院患者数 ※7	1,424人 (5,048床)	1,606人 (5,048床)	↑	3,427人 (2021/1/12)	変異株の重症化率は従来株より高いとの報告もあり、新規陽性者の増加を止め、変異株による重症患者の発生を防ぐ必要がある。
	入院患者数 ※7	41人 (332床)	48人 (332床)	↑	160人 (2021/1/20)	個別のコメントは別紙参照

※1 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2 新規陽性者における接觸歴等不明者の増加比は、絶対値で評価

※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

※5 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。

※6 前回の数値以前までの最大値

都内のN501Y変異株スクリーニングの実施状況

- 健安研で、N501Y変異株のスクリーニング検査を実施（昨年12月～）
- 国と連携し、民間検査機関等で、変異株スクリーニング検査を開始
(2月～)

<都内のN501Y変異株スクリーニングの実施状況>

令和3年4月22日 12時時点

	合計数	12.27まで	12.28-1.3	1.4-1.10	1.11-1.17	1.18-1.24	1.25-1.31	2.1-2.7	2.8-2.14	2.15-2.21	2.22-2.28	3.1-3.7	3.8-3.14	3.15-3.21	3.22-3.28	3.29-4.4	4.5-4.11	4.12-4.18
新規陽性者数（報告日別）	73,450	—	6,122	12,681	10,787	8,490	5,961	4,004	2,660	2,391	1,942	1,779	1,959	2,108	2,457	2,728	3,276	4,105
変異株PCR検査実施数	6,592	189	180	482	371	285	246	135	367	241	188	178	208	250	509	1,030	1,133	600
健安研	3,045	189	180	482	371	285	246	135	107	69	65	48	67	87	183	158	196	177
民間検査機関等	3,547	—	—	—	—	—	—	—	260	172	123	130	141	163	326	872	937	423
変異株PCR検査実施割合	—	—	2.9%	3.8%	3.4%	3.4%	4.1%	3.4%	13.8%	10.1%	9.7%	10.0%	10.6%	11.9%	20.7%	37.8%	34.6%	—
N501Y陽性例の数	759	0	0	0	1	1	2	1	3	0	0	3	3	8	16	170	323	228
健安研	210	0	0	0	1	1	2	1	3	0	0	3	2	5	9	51	74	58
民間検査機関等	549	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	1	3	7	119	249	170
N501Y陽性率	11.5%		0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.8%	0.7%	0.8%	0.0%	0.0%	1.7%	1.4%	3.2%	3.1%	16.5%	28.5%	—
健安研	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.8%	0.7%	2.8%	0.0%	0.0%	6.3%	3.0%	5.7%	4.9%	32.3%	37.8%	—
民間検査機関等	15.5%	—	—	—	—	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	1.8%	2.1%	13.6%	26.6%	—

※「変異株PCR検査実施数」のうち、12月27日までの189件には、感染研に送付して実施した69件を含む

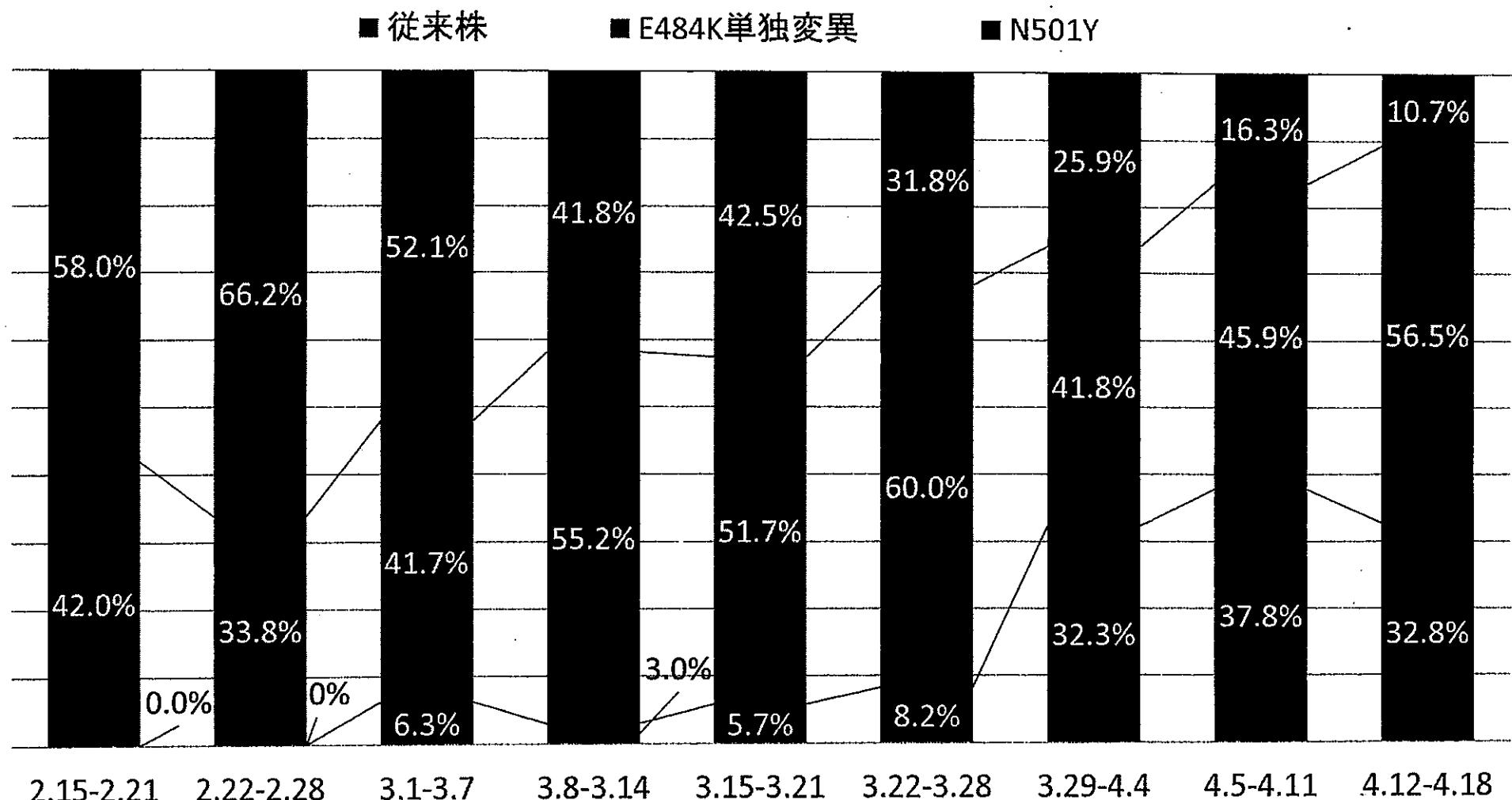
※ 民間検査機関等の検査実施数については、追加の報告により、更新する可能性がある

※ 都内における変異株確認例は、この「759例」の他に、スクリーニングを経ていない、国が公表したゲノム解析による確定例「12例」を加え、「771例」となる。

※ 民間検査機関等には、大学や医療機関も含む

都内の変異株の発生割合

都内変異株の発生割合(推移)



※東京都健康安全研究センターにおけるスクリーニング結果をもとに推計

国政市発第11号
令和3年4月20日

国立市内介護保険施設
施設長殿

國立市長 永見 理夫
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの接種について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろは市政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方、高齢者施設等で従事されている方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの接種に向け準備を進めております。

ワクチンの接種の判断は個人の意思によるもので強制ではなく、また持病等の理由からワクチンの接種を受けたくても受けられない方もいらっしゃいます。

予防接種法改正にあたり国からも、新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種するかしないは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること、新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うことが求められております。

つきましては、接種にあたっては上記国からの要請等を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種の証明を求めたり、接種の有無を外部から判別できるような措置等も上記のような差別的取り扱いを助長することとなりますので行わないよう周知・徹底を重ねてお願いいたします。

【連絡先】

電話：042(576)2111

担当：健康福祉部長 大川 潤一（内線100）

人権・平和担当部長 松葉 篤（内線150）

The House of Representatives, Japan [メインヘスキップ](#)[サイトマップ](#)[ヘルプ](#)

音声読み上げ

[サイト内検索](#)[検索](#)
[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第203回国会閣法第1号 附帯決議

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとペネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。
- 二 新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。
- 三 新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの審査に当たっては、その使用実績が乏しく、安全性及び有効性等についての情報収集に制約があることから、国内外の治験を踏まえ、慎重に行うこと。
- 四 新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。
- 五 新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関又は製造販売業者等から迅速に情報を把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。
- 六 新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速、円滑な運用に努めるなどの的確に対応すること。
- 七 新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるように、製造販売業者等との交渉を行うこと。
- 八 新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。
- 九 新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行えるように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。
- 十 海外における感染拡大の状況等に鑑み、検査体制の拡充、検疫所の体制の強化等の水際対策を徹底すること。
- 十一 新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。
- 十二 新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴いて具体的に検討するとともに、関係者の理解を求めるこ。
- 十三 緊急性や注目度の高い事例が発生した時は特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の担当者の間や、国と医師会等の医療関係団体の間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口の一本化、公表内容や公表時刻の調整等に努めること。
- 十四 外国人や障害者、高齢者等の「情報弱者」に配慮した情報提供の方法について、地方自治体とも連携して検討すること。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

案内図

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.